

平成 20 年 2 月



## 提案箱のご意見に対する病院からのご連絡

数多くのご意見、ご感想をお寄せいただきありがとうございました。  
ここに、ご意見についての実施状況または回答をご報告申し上げます。

### 皆さまからのご意見

2泊3日入院で、1日目は午後に入院、3日目は午前中に退院しましたが、差額室料を3日分請求されました。1日目、午前中は前の患者さんが入室中でその後退院。その患者さんにも差額室料を請求している。3日目は午前中にわたしが退院した後、次の患者さんが入室。その患者さんにも差額室料の請求を行っている。1日目と3日目は差額室料の二重請求ではないでしょうか。

### 当院の対応

差額室料の二重請求ではないかとのお問い合わせですが、当院は健康保険法・老人保健法に基づいて入院料および差額室料の請求を行っています。その請求方法についてご説明いたします。

入院料の算定は、健康保険法・老人保健法に基づき「医科点数表の解釈」に規定されています。入院料は1日単位（暦により）で請求するとなっています。このため、1日目午後入院、3日目午前退院された場合も、入院料は1日分の請求になりますので、3日分の入院料を算定、請求することとなります。差額室料につきましては、入院料の算定に準拠するとなっていますので、時間単位の請求ではなく、1日単位（暦により）の請求になります。この請求方法に基づき、差額室料も3日分の請求をさせていただいています。

すべての患者さまに同じ請求方法で計算させていただいていますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

